

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

March, 2009

なごみ便り

www.101dog.co.jp

緊急版

確定申告はもうお済みですか？

確定申告は、事業や商売をされている人だけでなく、サラリーマンの方で一定の人や年金を受け取られてる方、退職した人も確定申告が必要になる場合があります。

また、税金の還付を受けるための確定申告もありますので、忘れずに申告しましょう。

所得税の確定申告書の提出は、本年は**3月16日**が期限となります。



確定申告が必要な人

サラリーマンは通常、年末調整で所得税の清算が完了するため、確定申告をする必要はないのですが、次の人については確定申告が必要になります。

給与の年間収入額が**2,000万円を超える人**

一ヶ所から給与の支払いを受けていて、「給与所得・退職所得以外」の所得の**合計が20万円以上**になる人

二ヶ所以上から給与の支払いを受けていて、「年末調整されなかった給与所得」と、「給与所得・退職所得以外」の所得の**合計が20万円以上**になる人

同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から**貸付金の利子**や**不動産の賃貸料**を受け取っている人

給与について、災害減免法により、**源泉徴収額の猶予**や**還付**を受けている人

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

家事使用人や外国の在日公館に勤務する人で、給与の支払いを受ける際に**源泉徴収されないことになっている人**

退職所得について 20%の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が**正規の税額より少ない人**

確定申告をすれば税金が戻る人

次のような場合、確定申告の義務はありませんが、確定申告をすることによって納めすぎた所得税の還付を受けられます。

原稿料や株式配当の源泉徴収税額が所得全体から算出した税額より多い人

サラリーマンで**医療費控除、雑損控除、寄付金控除、政党等寄付金特別控除**を受ける人

サラリーマンで**住宅借入金等特別控除**を初めて受ける人

サラリーマンでその年の**途中で退職し、その後再就職しなかった人**

サラリーマンで年末調整で受けられる**控除がもれていた人**

予定納税したが、所得が少なく、**確定申告の必要がなくなった人**



ご自身が上記のような控除の対象となっていないか、一度確認をしてみてくださいかがでしょうか？

また、還付金等詐欺にご注意ください！

(文章担当：室橋、谷村)

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117